

参考資料

今後のICT分野における国民の権利
保障等の在り方を考えるフォーラム
第2回会合(平成22年1月21日)

目 次

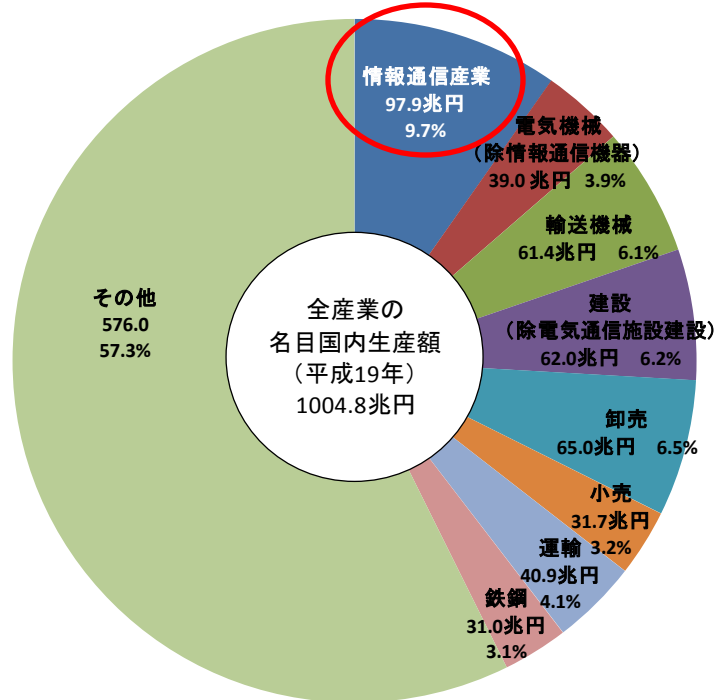
- 情報通信産業全般・・・・・・・・・・2
 - － 情報通信産業の市場規模と経済成長への寄与
 - － 情報通信産業の市場規模
 - － 情報通信産業のレイヤー別市場規模と市場成長率
- 放送産業・・・・・・・・・・5
 - － 放送メディアの市場規模
 - － テレビジョン放送を取り巻く市場の概況
 - － 放送メディアの営業収益の推移
 - － 各メディアの特性
 - － テレビジョン放送に係る規律の概要
 - － 番組編集の基準
 - － 放送分野における権利侵害への対応について
- 通信産業・・・・・・・・・・13
 - － 国内電気通信市場の推移
 - － 電気通信事業者数の推移
 - － 利用者の権利保障に係る規制の概要
- コンテンツ産業・・・・・・・・・・16
 - － コンテンツ市場の現状
- BPO・・・・・・・・・・17
 - － 放送倫理・番組向上機構(BPO)の概要
 - － BPOによる主な対応事例
- 行政の取組み・・・・・・・・・・22
 - － 放送番組に係る規律についての国際比較
 - － 諸外国における番組規律違反に対する措置事例
 - － 放送番組に係る行政処分・行政指導について
 - － 過去に問題となった主な事例

情報通信産業の市場規模と経済成長への寄与

- 情報通信産業の市場規模は、全産業の名目国内生産額合計の約1割。
- 実質GDP成長に対する寄与は、景気変動にかかわらず常にプラス。直近5年間の寄与率は平均で約34%。

情報通信産業は、全産業の名目国内生産額合計の約1割を占める

【図 主な産業の名目国内生産額(平成19年)】

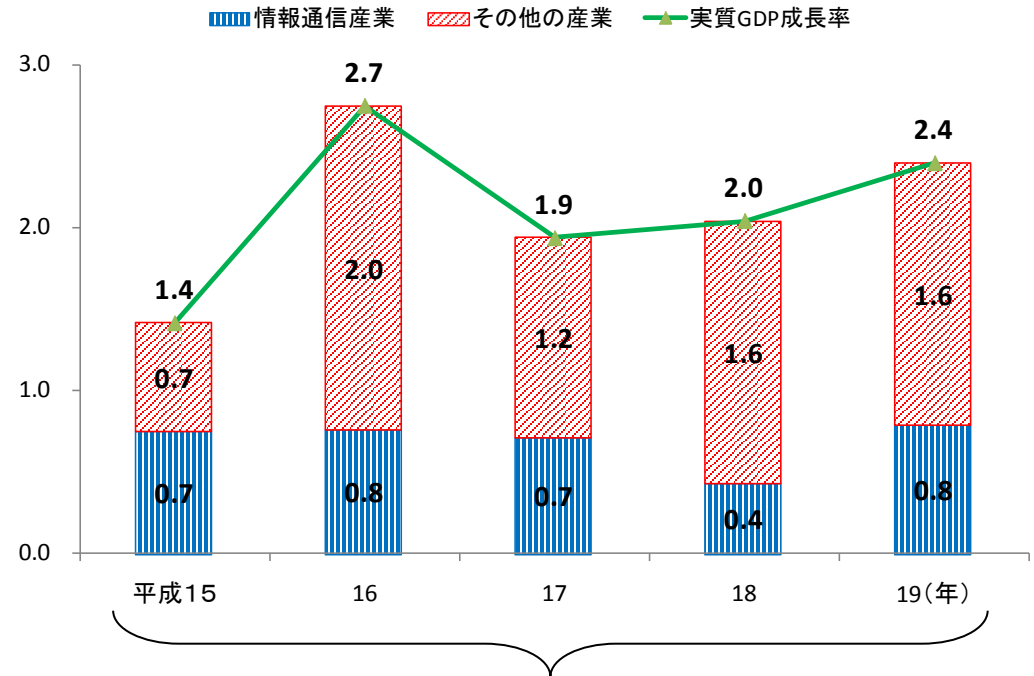


【注】 情報通信産業とは、①通信業、②放送業、③情報サービス業、④映像・音声・文字情報制作業、⑤情報通信関連製造業、⑥情報通信関連サービス業、⑦情報通信関連建設業、⑧研究の8部門からなり、「情報の生産、加工、蓄積、流通、供給を行う業ならびにこれに必要な素材・機器の提供等を行う関連業」である。

(出典) 平成21年度版情報通信白書

情報通信産業の実質GDP成長に対する寄与は、直近5年間で平均約34%

【図 実質GDP成長に対する情報通信産業の寄与】

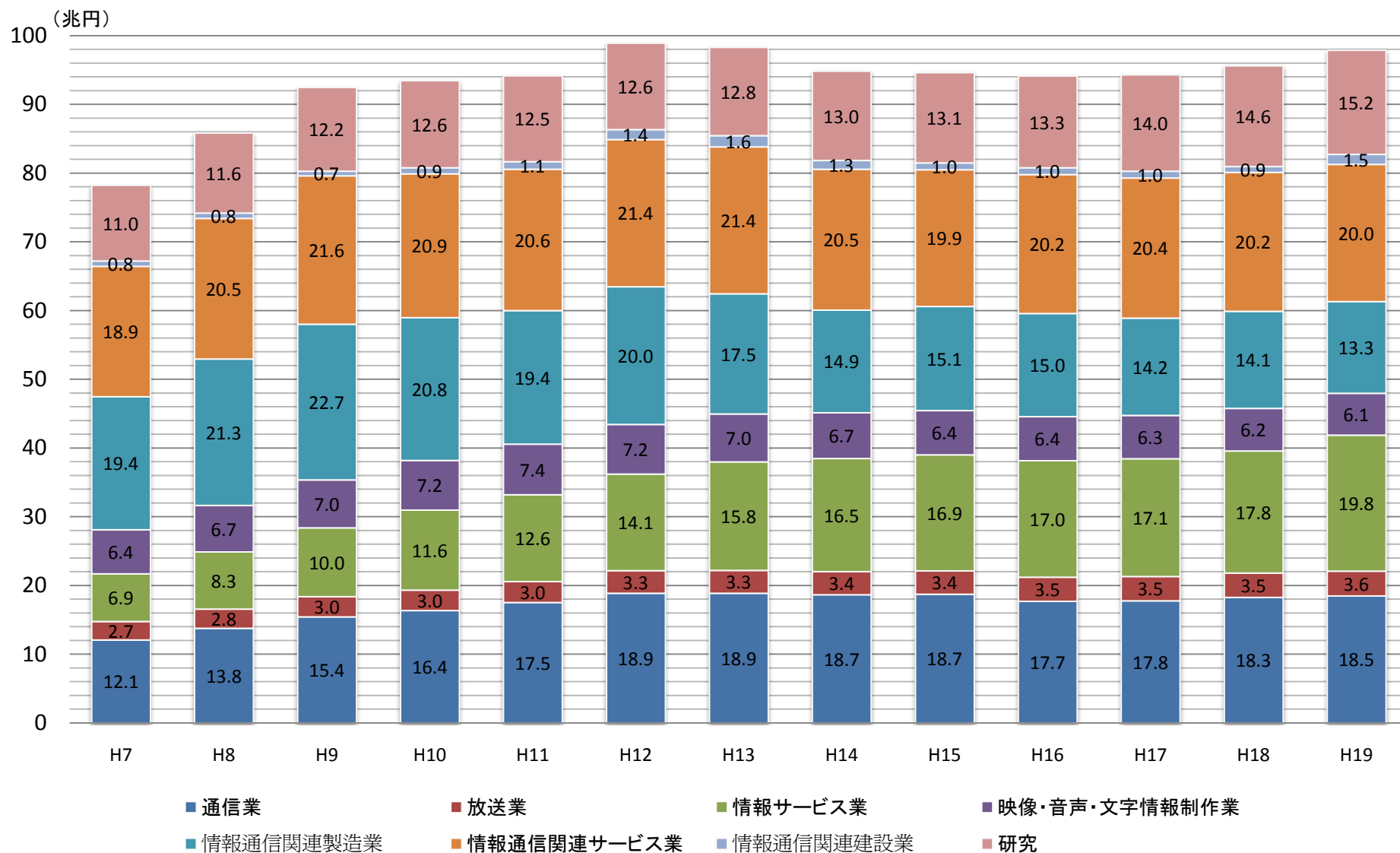


直近5年間の平均寄与率は34%

【注】 情報通信産業の寄与率は、全産業の実質GDPの増分に対する情報通信産業の実質GDPの増分の割合

情報通信産業の市場規模(名目国内生産額)

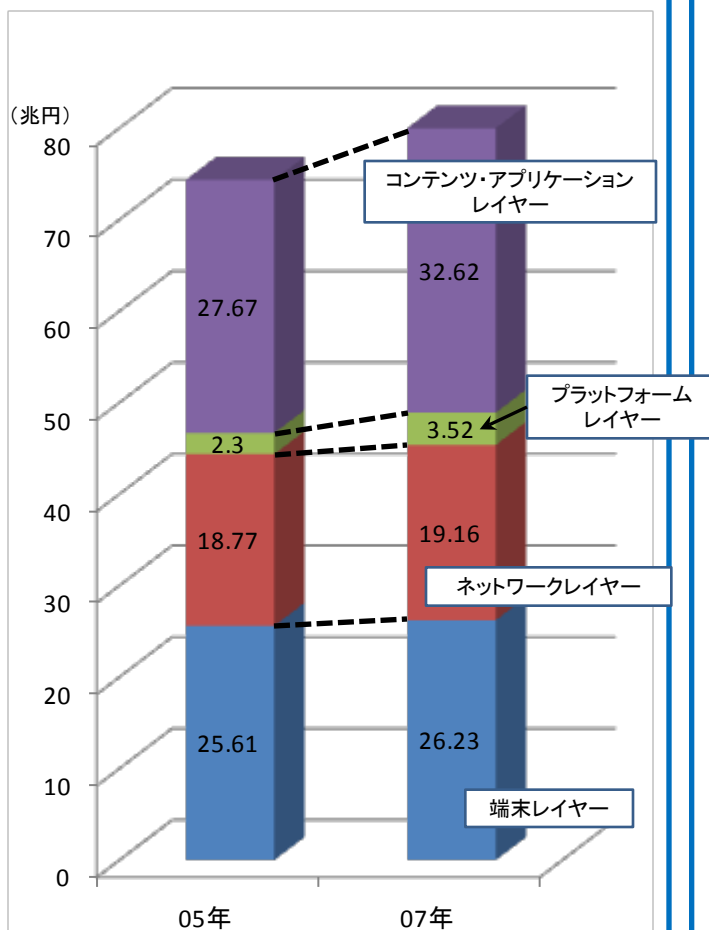
○ 情報通信産業の市場規模は、名目では価格低下の影響等により低成長にとどまる状況。



情報通信産業のレイヤー別市場規模と市場成長率

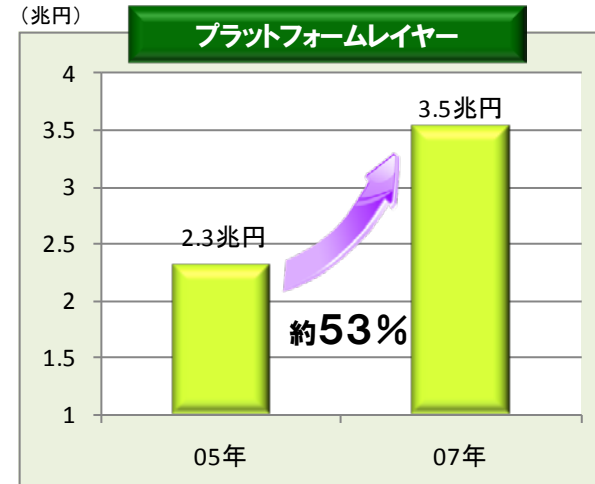
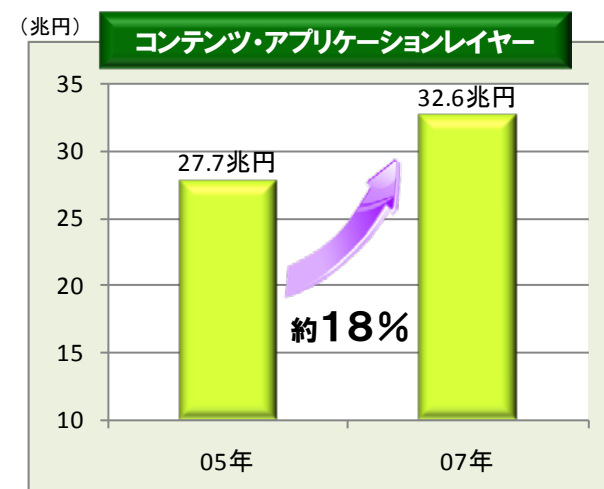
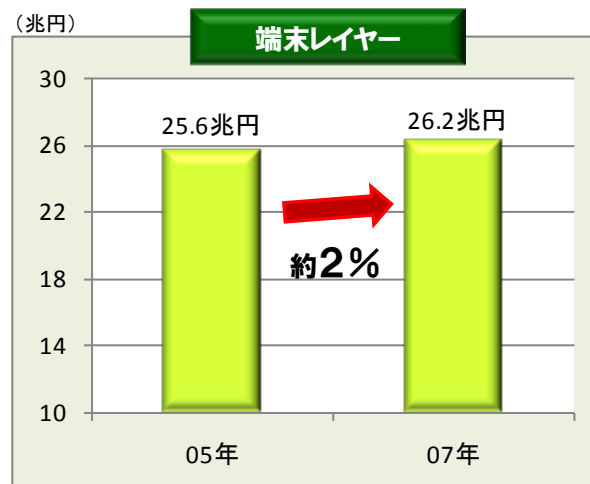
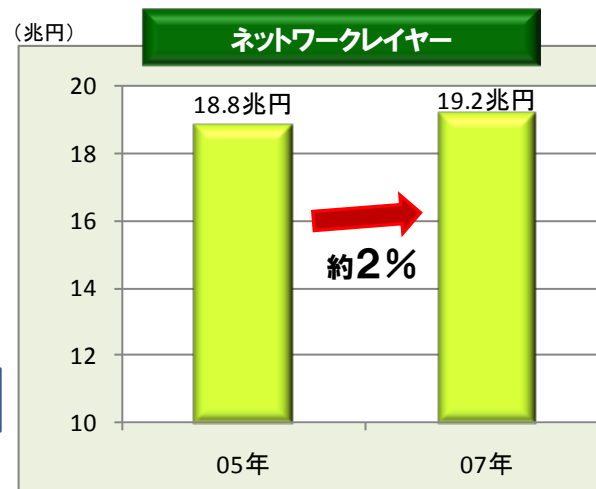
- コンテンツ・アプリケーションレイヤーや端末レイヤーの市場規模は、ネットワークレイヤーの市場規模を上回っている状況。
- また、最近3年間の市場成長率を見ると、ネットワークレイヤーや端末レイヤーは、ほぼ横ばい。これに対し、コンテンツ・アプリケーションレイヤーは高い伸びを示しており、特にプラットフォームレイヤーは、50%を超える伸びを示している。

レイヤー別市場規模



【出典】平成21年情報通信に関する現状報告(総務省)

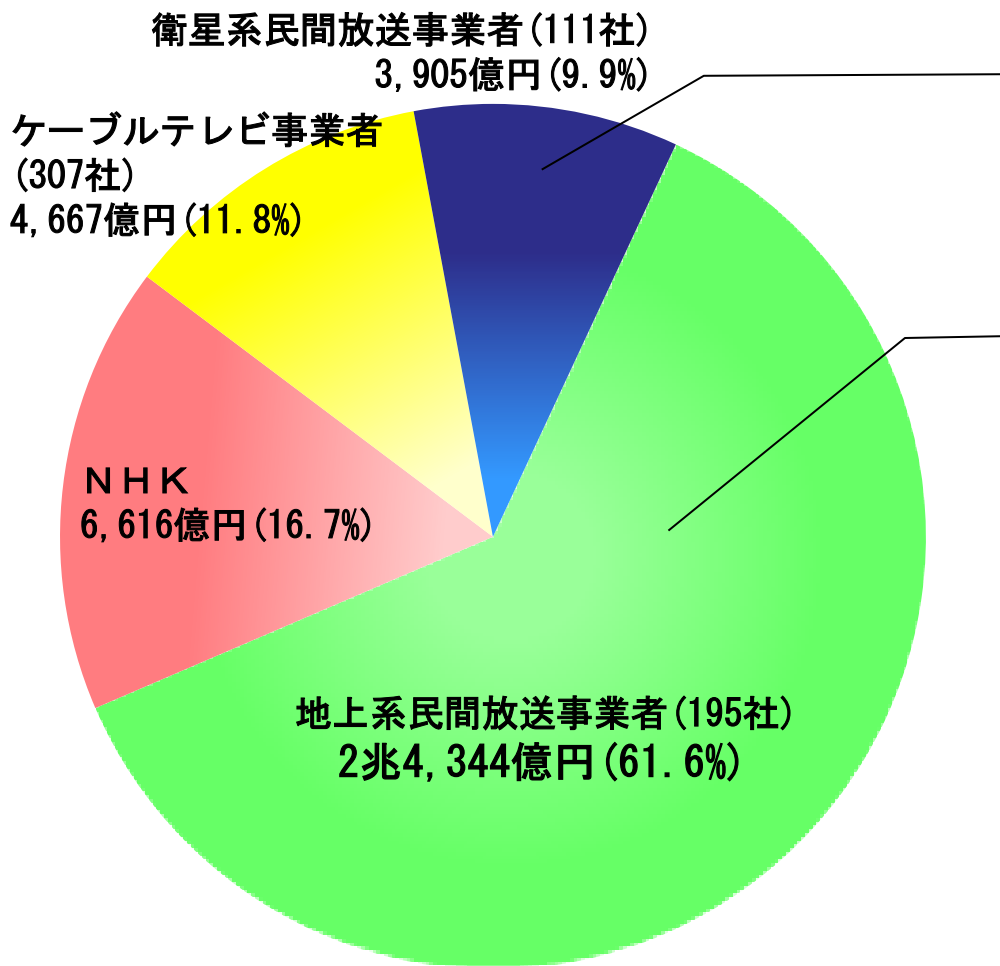
レイヤー別市場成長率



放送メディアの市場規模

- 放送メディア全体の市場規模は、平成20年度において、約4兆円となっている。
- 各放送事業者のシェアは、地上系民間放送事業者が約60%、NHKが約17%、ケーブルテレビ事業者が約12%、衛星放送事業者が約10%を占めている。

放送メディア全体の収入 平成20年度 3兆9,532億円



【衛星系民間放送事業者内訳】

特別衛星放送 (BS放送) (11社)	1,011億円 (2.6%)
特別衛星放送 (東経110度CS放送) (12社)	326億円 (0.8%)
一般衛星放送 (90社)	2,567億円 (6.5%)

【地上系民間放送事業者内訳】

テレビジョン放送単営 (93社)	1兆9,182億円 (48.5%)
AM放送・テレビジョン放送兼営 (34社)	3,848億円 (9.7%)
その他(※)単営 (68社)	1,314億円 (3.3%)

※…AM(13社)、短波(1社)、FM(53社)及び多重放送(1社)

(注1) () 内の%は、放送メディア全体に占める各媒体のシェア。

小数点第2位を四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

(注2) 「地上系民間放送事業者」には、(財)道路交通情報通信システムセンター及びコミュニティ放送事業者(219社)を含めていない。

(注3) NHKについては損益計算書(一般勘定)の経常事業収入。

(注4) 放送大学学園を除く。

(注5) 「ケーブルテレビ事業者」は、自主放送を行う許可施設・営利法人のうち、ケーブルテレビ事業を主たる事業とする307社(許可施設には、電気通信役務利用放送法の登録を受けた設備で有線テレビジョン放送法の許可施設と同等の放送方式のものを含む)。

(注6) 「衛星系民間放送事業者」の内訳には、特別衛星放送と一般衛星放送の兼営社が2社含まれるため、総数(111社)とは一致しない。

テレビジョン放送を取り巻く市場の概況

平成20年度 放送メディア全体の収入 **3兆9,532億円**

地上放送

NHK		5,275億円(13.3%)
在京キー局	5社	1兆2,269億円(31.0%)
準キー局及び中京局	8社	3,700億円(9.4%)
ローカル局	114社	7,062億円(17.9%)

衛星放送

特別衛星放送	BS放送	NHK		1,341億円(3.4%)	民間放送事業者 合計
		民間放送事業者	11社	1,011億円(2.6%)	
	東経110度CS放送		12社	326億円(0.8%)	
一般衛星放送	上記以外の衛星放送		90社	2,567億円(6.5%)	111社 3,905億円

ケーブルテレビ放送

307社 4,667億円(11.8%)

注1 括弧内の数字は、放送メディア全体に占める各媒体のシェア。小数点第2位を四捨五入しているため、合計が一致しない箇所がある。

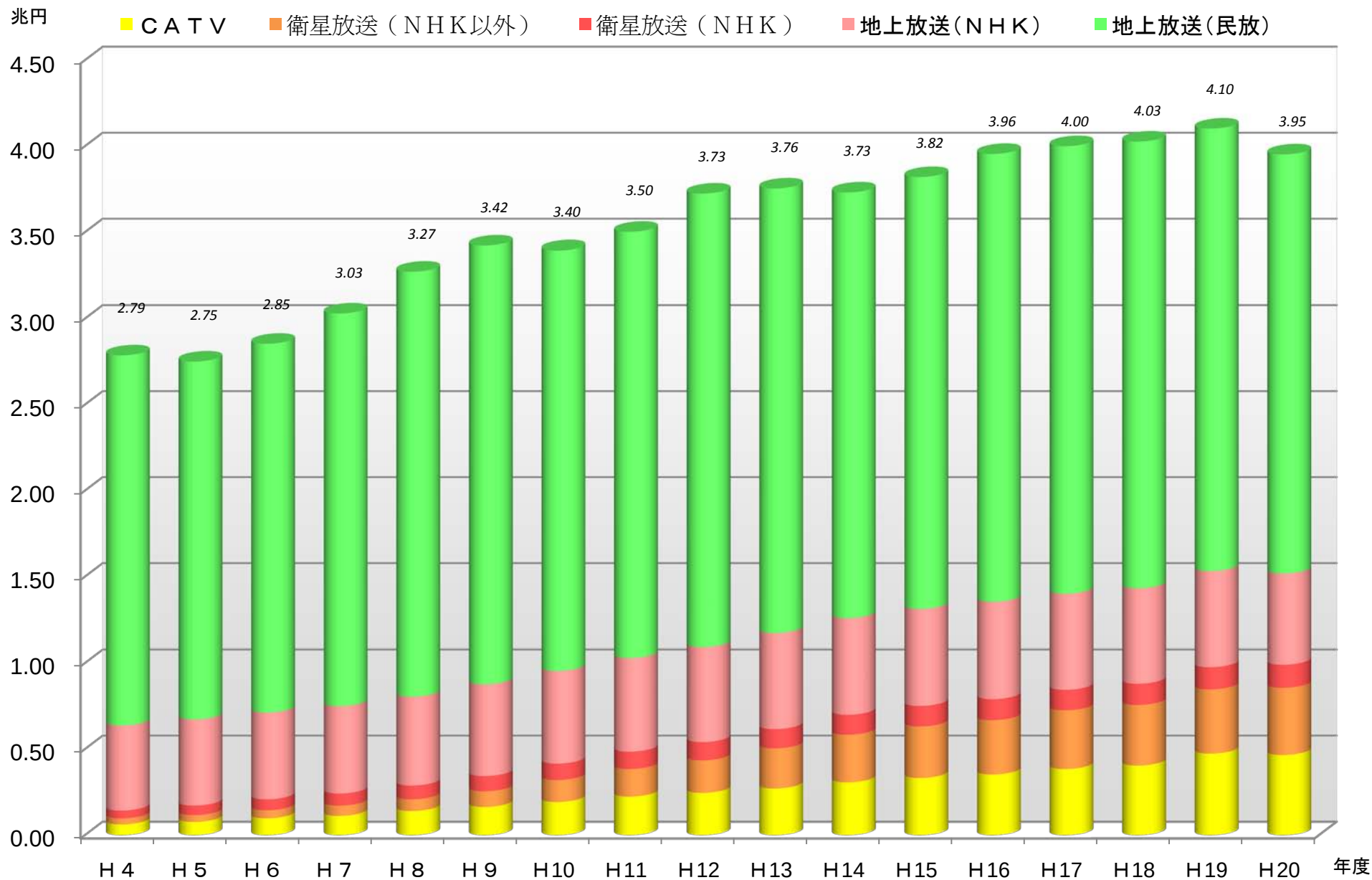
注2 NHKを除く収入状況は、平成20年度までに開局した一般放送事業者の事業収支結果の報告に基づき、直近の決算期の収支状況を取りまとめたもの(決算期が3月末日以外の事業者についても、平成20年度内の決算期における収支状況を取りまとめている。)

注3 地上放送のNHK分については、平成20年度損益計算書(一般勘定)における経常事業収入から衛星放送に係る収入を差し引いて算出している。

注4 放送大学学園を除く。

注5 「ケーブルテレビ」は、自主放送を行う許可施・営利法人のうちケーブル事業を主たる事業とする者307社(許可施設には、電気通信役務利用放送法の登録を受けた設備で有線テレビジョン放送法の許可施設と同等の放送方式のものを含む。)

放送メディアの営業収益の推移



各メディアの特性

各メディアのチャンネル数、視聴時間等

		チャンネル数	視聴時間・利用時間 (一日当たり、全国民平均)	視聴世帯数	年間家計支出
テレビ	地上放送	NHK 2ch + 民放 4ch程度 (東京:NHK2+民放7+放送大学1)	3時間30分	約 5,000万世帯 (平成17年3月末の住民基本台帳等に基づく推計)	放送受信料 (公共放送受信料 及び 有料放送料金) 21,907円
	衛星放送	特別衛星放送 NHK 3ch + 民放 74ch (平成21年12月1日)	13分	約 2,198万世帯 (平成21年3月末)	
		一般衛星放送 234ch (平成21年12月1日)		約 254万世帯 (平成21年11月末)	
	CATV (自主放送を行う許可施設)	—	—	約 2,301万世帯 (平成21年3月末)	
ラジオ(地上放送) (コミュニティ放送、外国語放送、短波放送を除く)		NHK 3ch + 民放 2ch程度 (東京:NHK3+民放5+放送大学1)	36分	—	—
(参考)インターネット		—	1時間31分	利用者数 約 9,091万人 (平成20年12月末) 参考: 契約件数 DSL 1,084万件 ケーブル 418万件 光 1,589万件 モバイル・インターネット 9,375万件	インターネット 接続料 18,163円

注1 「チャンネル数」及び「視聴世帯数」のうち、時期を明示していないものは、平成21年9月末現在のデータ。

注2 「視聴時間・利用時間」の放送については、「全国個人視聴率調査」(NHK放送文化研究所)の平成21年6月期の調査。

注3 「特別衛星放送」の「チャンネル数」は地上デジタル放送の衛星利用による暫定的な難視聴解消のための放送を除く。

注4 「一般衛星放送」の「チャンネル数」は東経124/128度CSデジタル放送に限る。

注5 「特別衛星放送」の「視聴世帯数」は「世帯インデックス調査(耐久消費財所有実態調査)」(社)中央調査社の結果をもとにNHKが算出した推計値

「一般衛星放送」の「視聴世帯数」はスカパー！個人契約件数(スカパーJSAT株公表値)による。

注6 「CATV」には、電気通信役務利用放送の登録を受けた者の設備で、有線テレビジョン放送法の許可施設と同様の方式により放送を行っているものを含む。

注7 インターネットについて、「利用時間」は「平成20年情報通信に関する現状報告」から、「利用者数」は「平成20年通信利用動向調査」から、「契約件数」は「ブロードバンドサービスの契約数等(平成21年6月末)」(平成21年9月18日総務省報道発表)及び「情報通信統計データベース」から引用。

注8 「年間家計支出」は「平成20年家計調査」(総務省統計局)から引用。

テレビジョン放送に係る規律の概要

地上放送

電波法

衛星放送

放送局の免許

外資規制あり(5分の1:地上放送については間接規制あり)
(3分の1:受託放送事業者)
免許の有効期間は5年

1ヵ月以上の休止・廃止は届出

・NHK
・地上系民間放送事業者

・受託放送事業者

放送法

番組編集の自由、番組準則、番組調和原則、番組基準の策定、番組審議機関の設置等

有料放送料金の届出、契約約款認可(標準契約約款と同一の場合届出)、役務提供義務

委託放送事業者の認定

外資規制あり(5分の1)
認定の有効期間は5年
1ヵ月以上の休止・廃止は届出

受託放送事業者の役務提供義務、料金等の届出

有料放送管理業務の届出、適正かつ確実な運営確保のための措置義務

認定放送持株会社に係る規律

外資規制あり(5分の1:間接規制あり)

NHKに係る規律

目的、業務、組織、受信料、会計等に係る規定

12時間以上の休止・廃止は認可

放送大学学園に係る規律

12時間以上の休止・廃止は認可

電気通信役務利用放送法

電気通信役務利用放送業務の登録

外資規制なし
廃止は事後届出

契約約款の届出、役務提供義務

番組編集の自由、番組準則、番組基準の策定、番組審議機関の設置等
(放送法の関係規定の準用)

有料放送管理業務の届出、適正かつ確実な運営確保のための措置義務
(放送法の関係規定の準用)

有線放送

有線テレビジョン放送法

施設設置・変更の許可

外資規制なし
廃止は事前届出

業務の届出

外資規制なし
廃止は事後届出

番組編集の自由、番組準則、番組基準の策定、番組審議機関の設置等
(放送法の関係規定の準用)

契約約款の届出、役務提供義務

テレビジョン放送の受信障害地域での再送信の義務付け

番組編集の基準

放送法

第1条【目的】

次の原則に従い、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図る

- 放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること。
- 放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによって、放送による表現の自由を確保すること。
- 放送に携わる者の職責を明らかにすることによって、放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること。

第3条【番組編集の自由】

放送番組は、法律に定める権限に基く場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがない

第3条の2第1項

(NHK・民放共通)

【番組準則】

(NHKのみ追加)

- 公安及び善良な風俗を害しないこと
- 政治的に公平であること
- 報道は事実をまげないですること
- 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること

第44条第1項

- 公衆の要望を満たすとともに文化水準の向上に寄与するよう努力すること
- 全国向けの放送番組のほか、地方向けの放送番組を有するようにすること
- 我が国の過去の優れた文化の保存並びに新たな文化の育成及び普及に役立つようにすること

第3条の2第2項 【番組調和原則】

教養番組又は教育番組並びに報道番組及び娯楽番組を設け、放送番組の相互の間の調和を保つようにしなければならない

第3条の3 【番組基準の策定】

放送番組の種別及び放送の対象とする者に応じて放送番組の編集の基準を定め、これに従って放送番組の編集をしなければならない。

第3条の4 【番組審議機関の設置】

放送番組の適正を図るため、放送番組審議機関を置くものとする。

国内番組基準

放送番組審議会

【国内番組基準の概要】

その放送において、

- 1 世界平和の理想の実現に寄与し、人類の幸福に貢献する
- 2 基本的人権を尊重し、民主主義精神の徹底を図る
- 3 教養、情操、道徳による人格の向上を図り、合理的精神を養うのに役立つようにする
- 4 わが国の過去のすぐれた文化の保存と新しい文化の育成・普及に貢献する
- 5 公共放送としての権威と品位を保ち、公衆の期待と要望にそう

放送基準

ほぼ準拠

放送基準(各社)

放送番組審議会(各社)

【民放連・放送基準の概要】

次の点を重視して、番組相互の調和と放送時間に留意するとともに、即時性、普遍性など放送のもつ特性を発揮し内容の充実につとめる。

- 正確で迅速な報道
- 健全な娯楽
- 教育・教養の発展
- 児童および青少年に与える影響
- 節度をまもり、真実を伝える広告

日本放送協会

放送連盟 日本民間

放送分野における権利侵害への対応について

- ① 放送事業者は、放送により権利の侵害を受けた本人等からの請求により調査した結果、放送をした事項が真実でないことが判明した場合には、訂正又は取消しの放送をしなければならない（訂正放送制度）
(放送法第4条第1項) (注)
- ② 政見放送等において、その選挙で他の候補者の請求があったときは、同等の条件で放送をさせなければならない（放送施設の平等利用）
(放送法第45条及び同法第52条等)

(注) 「同項は、真実でない事項の放送がされた場合において、放送内容の真実性の保障及び他からの干渉を排除することによる表現の自由の確保の観点から、放送事業者に対し、自律的に訂正放送等を行うことを国民全体に対する公法上の義務として定めたものであるであって、被害者に対して訂正放送等を求める私法上の請求権を付与する趣旨の規定ではないと解するのが相当である。」(最高裁平成16年11月25日第1小法廷判決)

(参考) 訂正放送制度の実績

年度	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
件数	1	2	4	2	2	5	2	12	16	8	10	12	10	9	4	10	3	4	12	11

(注1) 訂正放送規定は放送法制定当初より存在。H7の放送法改正により、訂正放送の請求期間が放送日後2週間以内から3ヶ月以内に延長された。

(注2) 件数は、放送法第4条第1項に基づいて実際に訂正放送が実施された件数。

(参考) 諸外国の状況

- ヨーロッパでは「国境のないテレビ」指令（1989年制定。2007年に「国境のない視聴覚メディアサービス指令」に改正）において、間違った放送で損害を被った者に反論権又は同等の救済を行う義務について規定。EU各国で法制化されている。

【国境のない視聴覚メディアサービス指令】

テレビ放送における反論権

第23条

1. 加盟諸国が民法、行政法もしくは刑法にもとづき採択した他の諸規定を損なうことなく、正当な利益、特に評判および名声がテレビ番組で間違った事実を放送されたことで損害を被ったあらゆる自然人もしくは法人は、国籍を問わず、反論権もしくは同等の救済を有していなければならない。加盟諸国は、この反論権もしくは同等の救済の実際の行使が不当な条件を課せられて妨げられないように保証するものとする。当該反論は、具体的に要請された後妥当な時間内に、当該要請が言及している放送に相応しい時に相応しい方法で放送されるものとする。
2. ～5. 略

- 韓国では「放送法」（2000年全文改正）において、放送で事実誤認や名誉毀損などの被害を受けた者による反論報道請求権を規定（2005年、「言論仲裁および被害救済等に関する法律」に規定移動）

【言論仲裁および被害救済等に関する法律（仮訳）】

第16条（反論報道請求権）

- ①事実の主張に関するマスコミ報道等によって被害を被った者はその報道内容に関する反論報道を言論社等に請求することができる。
- ②第1項の請求には、言論社などの故意過失や違法性を要しないものとし、報道内容の真実かどうかを問わないものとする。
- ③略

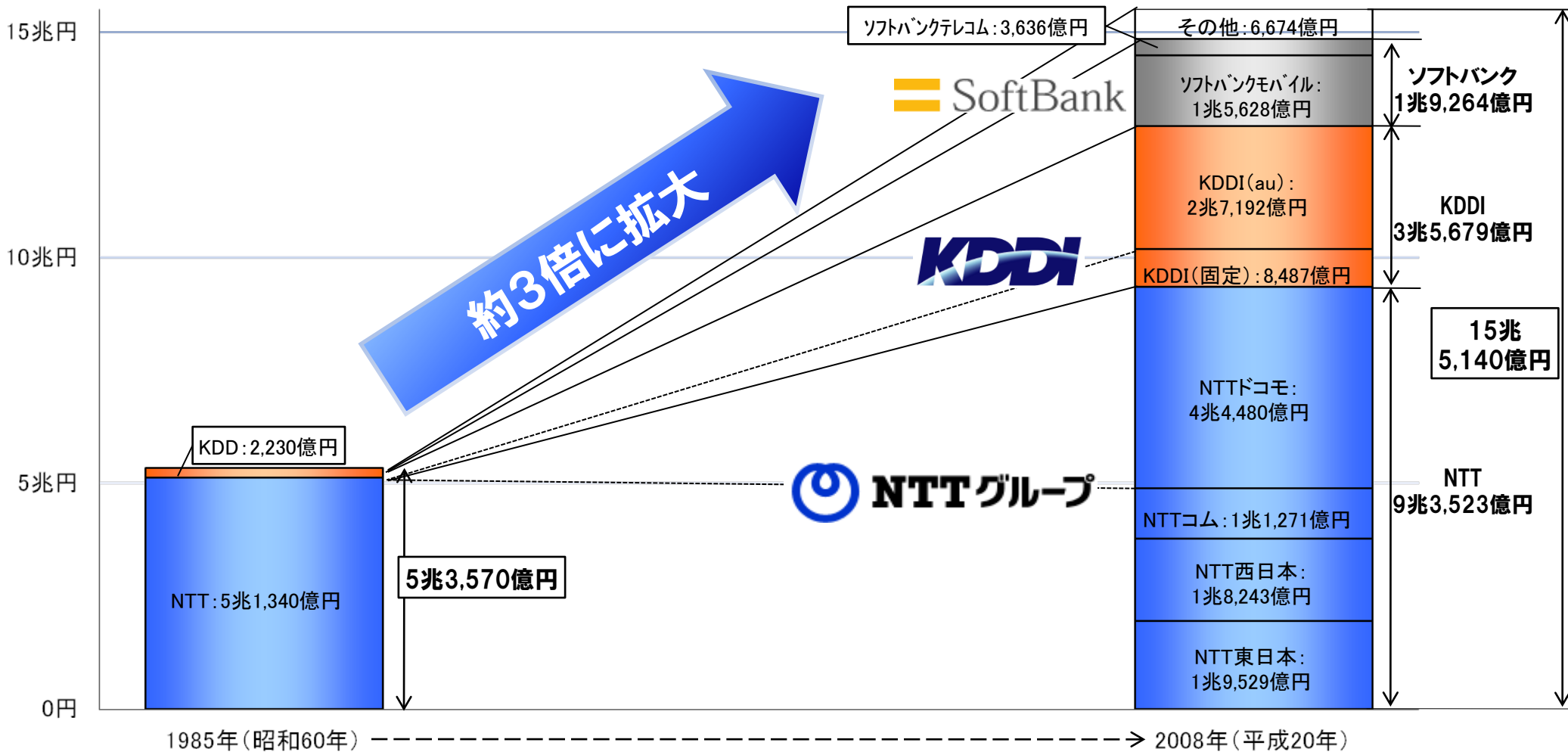
- 米国ではFCC規則で「公正原則」（放送事業者が対立見解のある公的問題を扱った場合、攻撃を受けた側に適正量の反論時間を無料提供する等の義務）が規定されていたが、1989年に凍結されている。

現在、視聴者は放送事業者に訂正放送を求めても、放送事業者がそれに応じない場合には、視聴者は訴訟を起こし、裁判所に判断を委ねることになる（注）。

（注）ただし、一般的な苦情についてはFCCが受け付け、通信法、FCC規則に違反しているとFCCが判断した場合には、放送事業者に対して罰金等を課す。

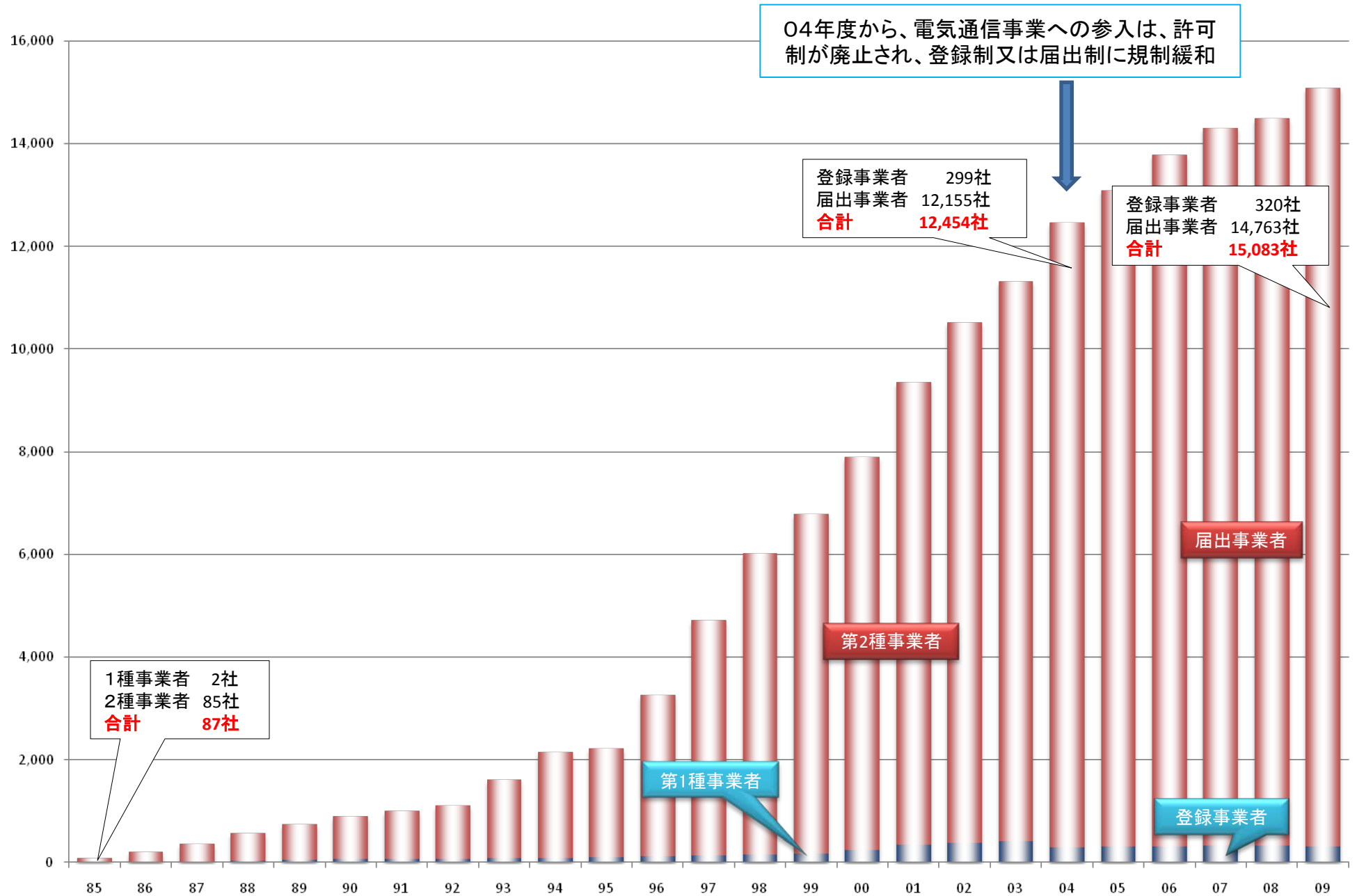
国内電気通信市場の推移

○ 平成20年に、主要な電気通信事業者の売上高は、昭和60年と比べて約3倍に拡大した。



※ 各事業者の決算資料等(KDDIについては決算短信中のセグメント別売上高、ソフトバンクグループについてはソフトバンク社の連結決算短信中のセグメント別売上高)に基づき作成。

電気通信事業者数の推移



利用者の権利保障に係る規制の概要

電気通信事業法の目的

■ 電気通信役務の円滑な提供を確保するとともにその利用者の利益を保護し、もつて電気通信の健全な発達及び国民の利便の確保を図り、公共の福祉を増進する(§ 1)。



利用者の権利保障に係る基本的ルール

利用の公平

電気通信役務の提供について不当な差別的取扱いをしてはならない(§ 6)

提供義務※

正当な理由なく役務の提供を拒んではならない(§ 25)

契約約款の公表・提示※

契約約款を公表するとともに、公衆の見やすいように掲示しておかなければならない(§ 23)

※ 基礎的電気通信役務又は指定電気通信役務を提供する電気通信事業者が対象

個別の利用者への対応に関するルール

提供条件の説明(事前の措置)

契約締結に際して料金その他提供条件の概要について説明しなければならない(※)(§ 26) ※契約代理店も対象

苦情等処理(事後の措置)

業務の方法、役務についての利用者からの苦情等について適切かつ迅速に処理しなければならない(§ 27)

休廃止の周知(休廃止時)

事業を休止又は廃止しようとするときは、利用者に対し、その旨を周知させなければならない(§ 18Ⅲ)

違反があった場合の担保措置

業務の改善命令

総務大臣は電気通信事業者に対し、利用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる(§ 29)

※ 業務改善命令に対する違反については200万円以下の罰金

※ 近未来通信の事件を踏まえ、2007年に業務改善命令の要件を見直し

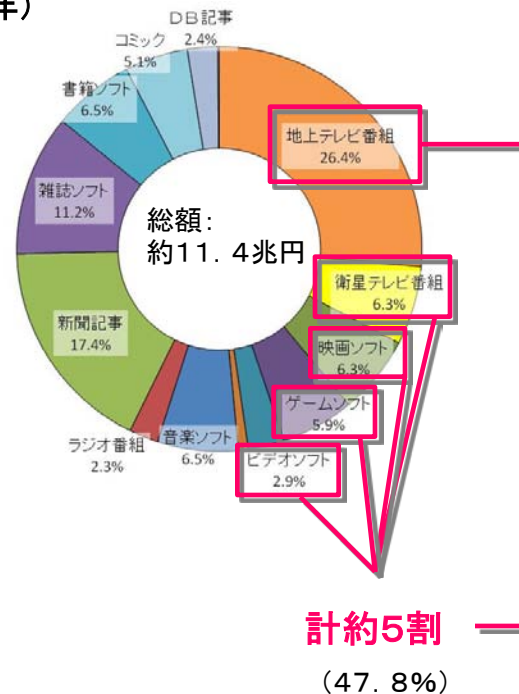
コンテンツ市場の現状

- 「コンテンツ」とは、「映画、音楽、演劇、文芸、写真、漫画、アニメーション、コンピュータゲームその他の文字、図形、色彩、音声、動作若しくは映像若しくはこれらを組み合わせたもの又はこれらに係る情報を電子計算機を利用して提供するためのプログラム(略)であって、人間の創造的活動により生み出されるもののうち、教養又は娯楽の範囲に属するもの」

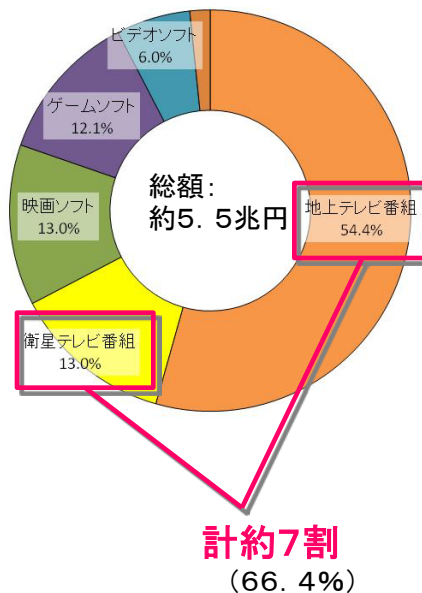
(コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律(平成16年法律第81号))

- コンテンツ市場全体に占める映像コンテンツ市場の割合は約5割となっており、映像コンテンツ市場の約7割は放送コンテンツが占めている。

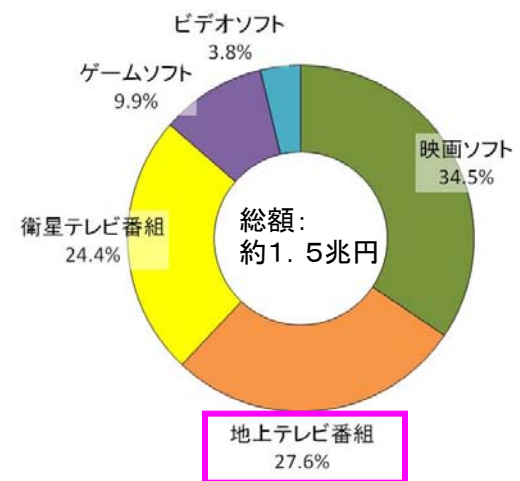
コンテンツ市場(映像系・音声系・テキスト系)
(2007年)



映像系コンテンツ市場
(2007年)



映像系コンテンツマルチユース市場
(2007年)



【平成21年7月総務省情報通信政策研究所「メディア・ソフトの制作及び流通の実態」より作成】

放送倫理・番組向上機構(BPO)の概要

第三者の立場から自主的に、視聴者の基本的人権を迅速かつ的確に擁護し、正確な放送と放送倫理の高揚に寄与することを目的に、2003年7月に、NHKと民放連が共同で設立。NHK、民放連、民放連加盟各社及びその他理事会が承認した一般放送事業者で構成し、会費を支出(年間 約4億円)。

放送番組向上協議会

現在の「放送と青少年に関する委員会」及び「放送番組委員会」の前身

1969(S44).5

放送と人権等権利に関する委員会機構(BRO)

現在の「放送と人権等権利に関する委員会」の前身

(なお、放送と人権等権利に関する委員会は、従前より、BROの組織として存在)

1997(H9).5

2003(H15).7

放送倫理・番組向上機構(BPO)

理事長：鮎戸 弘氏(東洋英和女学院大学学長、前BRC委員長)

理事9名(NHK3名、民放連3名、放送事業者外3名)・監事2名、評議員7名(理事会選任)

放送と人権等権利に関する委員会

委員長：堀野紀氏
(弁護士、元日弁連副会長)

有識者委員：9名(評議員会選任)

放送による人権侵害の被害を救済するため、苦情申立人と放送局との話し合いが相容れない状況になっている苦情を視聴者の立場から審理し、「見解」または「勧告」を出し公表する。

放送と青少年に関する委員会

委員長：汐見稔幸氏
(白梅学園大学学長)

有識者委員：7名(評議員会選任)

青少年に対する放送や放送番組のあり方に関する視聴者の意見を基に審議し、審議に基づく「見解」や審議内容、視聴者からの意見の概要等を放送事業者へ通知すると共に公表する。

放送倫理検証委員会(※)

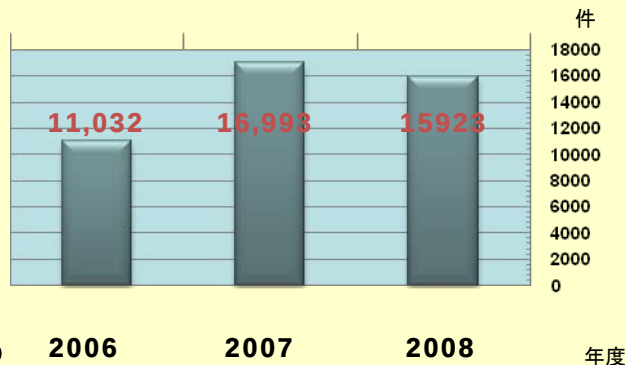
委員長：川端和治氏
(弁護士、大宮法科大学院大学教授)
有識者委員：10名(評議員会選任)

放送倫理を高め、放送番組の質を向上させるための審議を行い、万一、虚偽の内容により視聴者に著しい誤解を与えた疑いのある番組が放送された場合、調査・審理して「勧告」または「見解」を出して公表し、必要に応じて再発防止策の提出を求め、その実効性を調査する。

※ 2007年5月12日に「放送番組委員会」を発展的に解消して設置。

事務局：27名

視聴者意見の件数



BPOの各委員会の取組状況

	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度
放送と人権等権利に関する委員会	見解 2件 (視聴者意見 211件)	見解 5件 (視聴者意見 145件)	見解 3件、勧告1件 (視聴者意見 79件)	見解 1件、勧告2件
放送と青少年に関する委員会	要望 1件 (視聴者意見 2,319件)	見解 1件 (視聴者意見 2,214件)	注意喚起 1件 (視聴者意見 1,498件)	要望 1件
放送倫理検証委員会(※)	見解等 1件 (視聴者意見 4,724件)	見解等 3件 (視聴者意見 7,554件)	見解等 1件 (視聴者意見 8,765件)	見解 2件、勧告1件

放送倫理・番組向上機構(BPO)委員会 構成員

役員

理事長 (非常勤)	鮎戸 弘	(東洋英和女学院大学学長)
専務理事 (常勤)	岡本 伸行	
理事・事務局長 (常勤)	本橋 春紀	
理事 (非常勤)	黒川 光博	(株式会社虎屋社長)
理事 (非常勤)	濱田 純一	(東京大学総長)
理事 (非常勤)	藤久 ミネ	(評論家)
理事 (非常勤)	今井 環	(日本放送協会理事)
理事 (非常勤)	荒巻 優之	(日本放送協会・考査室室長)
理事 (非常勤)	山本 雅弘	(日本民間放送連盟放送基準審議会議長、毎日放送会長)
理事 (非常勤)	島田 昌幸	(日本民間放送連盟放送倫理小委員長、テレビ東京社長)
監事 (非常勤)	黒田 敬一	(日本放送協会編成局計画管理部経理部長)
監事 (非常勤)	工藤俊一郎	(日本民間放送連盟常務理事)

評議員会

議長	半田 正夫	(青山学院院長代行、常務理事)
副議長	堀部 政男	(一橋大学名誉教授)
評議員	篠田 正浩	(映画監督、早稲田大学特命教授)
評議員	辻井 重男	(中央大学研究開発機構教授)
評議員	福原 義春	(株式会社資生堂名誉会長)
評議員	藤原 作弥	(ジャーナリスト、元日本銀行副総裁)
評議員	三浦 朱門	(作家)

- ※ 理事長は、放送事業者及びその関係者以外から理事会において選任
- ※ 理事・監事は、NHK・民放連が、それぞれ同数を選任
- ※ 評議員会は、理事会が有識者（放送事業者の役職員を除く。）の中から選任し、委嘱
- ※ 評議員会は、各委員会の委員（放送事業者の役職員を除く。）を選任。

放送と人権等権利に関する委員会

委員長	堀野 紀	(弁護士)
委員長代行	樺山 紘一	(印刷博物館館長、東京大学名誉教授)
委員長代行	三宅 弘	(弁護士)
委員	大石 芳野	(写真家)
委員	小山 剛	(慶応義塾大学教授)
委員	坂井 眞	(弁護士)
委員	武田 徹	(ジャーナリスト、評論家、恵泉女学園大学教授)
委員	田中 里沙	(株式会社宣伝会議編集室長)
委員	山田 健太	(専修大学准教授)

放送と青少年に関する委員会

委員長	汐見 稔幸	(白梅学園大学学長)
副委員長	境 真理子	(桃山学院大学教授)
委員	小田桐 誠	(ジャーナリスト)
委員	加藤 理	(東京成徳大学准教授)
委員	軍司 貞則	(ノンフィクション作家)
委員	萩原 滋	(慶応義塾大学教授)
委員	渡邊 淳子	(弁護士)

放送倫理検証委員会

委員長	川端 和治	(弁護士・大宮法科大学院教授)
委員長代行	上滝 徹也	(日本大学教授)
委員長代行	小町谷育子	(弁護士)
委員	石井 彦壽	(弁護士、東北大学法科大学院教授)
委員	市川 森一	(脚本家、日本放送作家協会理事長)
委員	里中満智子	(漫画家)
委員	立花 隆	(評論家)
委員	服部 孝章	(立教大学教授)
委員	水島 久光	(東海大学教授)
委員	吉岡 忍	(作家)

特別調査チーム・調査顧問
高野 利雄 (弁護士、元名古屋高検検事長)

- ※ 2007年5月12日に「放送番組委員会」（委員長：天野祐吉・コラムニスト）を発展的に解消し、「放送倫理検証委員会」（委員長：川端和治・弁護士）を設置。うち、上滝氏、市川氏、里中氏、吉岡氏の4氏については、「放送番組委員会」の旧委員
- ※ 特別調査チームの編成などについてアドバイスを受けるために、特別調査チーム・調査顧問を委嘱

BPOによる主な対応事例

1. 放送人権委員会

年月日	事案	結論	見解・勧告等
2009年11月9日	○派遣型・登録型導入報道事案 『サンデープロジェクト』の2009年2月1日及び8日の『特集「派遣法誕生」』において、インタビューの切り貼りによる局の都合のよい内容へのねつ造等により、元労働次官と経済学者の2人が、派遣切りなどの雇用不安を生みだした犯人だと攻撃され、これにより名誉を侵害されたとして、放送したテレビ朝日、朝日放送に対し訂正・謝罪放送を求める申し立てがあったもの。	見解	○ 放送内容自体には重要な部分において事実と反するところが無く、公共性の高い性格を有しているために、名誉棄損などの違法性がないことから、謝罪・訂正放送の必要は認めない。 編集方法や放送表現に関して、なお配慮すべき点がいくつかあるものの、放送倫理上問題ありとまではいえない。
2009年10月30日	○割り箸事故・医療裁判判決報道 『みのもんたの朝ズバッ!』において、男児が割りばしをのどに刺して死亡した事故で、その治療に関与した医師の責任の有無をめぐる民事裁判の判決内容の報道並びに論評が行われたが、その内容が当該医師の名誉と信用を棄損し、その家族に精神的な被害をもたらしたとして、TBSテレビに対して謝罪放送等を求めたところ、話し合いは結局平行線に終わり、人権委員会に申し立てがあったもの。	勧告	○ 本件放送は、申立人の医師の名誉を毀損するものではなく、またその家族の精神的圧迫感もその侵害が社会通念上の限度を超えとは認められないが、放送内容及びその前提となる放送態勢において、『放送倫理基本綱領』(NHK、民放連で作成)の定めと反する等重大な放送倫理違反があると判断し、TBSに対して、本決定の趣旨を放送すること等を勧告。
2009年3月30日	○「徳島・土地改良区横領事件報道」事案 「報道ステーション」において、徳島県の土地改良区で起きた横領事件を報道。この中で全国土地改良事業団体連合会(全土連)を取り上げ、事件と全土連とは直接関係ないにもかかわらず、関連あるかのように「作為的」な報道がなされたこと、土地改良関係者へ不利益を与えたことについてテレビ朝日に抗議。 テレビ朝日と全土連会長野中氏の話し合いの決着がつかず、野中氏が名誉信用の侵害を訴え、訂正と謝罪放送を求める。	勧告	○ 本件放送が申立人の名誉毀損、信用の侵害及び肖像権の侵害をもたらすものではないが、総合考慮すると、申立人の名誉毀損をきたしかねない重大な放送倫理違反があったと認定。 ○ テレビ朝日に対し、当委員会の決定の趣旨を放送するとともに、放送倫理と人権に一層配慮するよう勧告。

(注)BPOホームページ(<http://www.bpo.gr.jp/>)「BPOからの提言・声明・見解」より作成

2. 放送と青少年に関する委員会

年月日	事案	結論	見解・勧告等
2009年11月2日	○青少年への影響を考慮した薬物問題についての要望について 薬物犯罪の検挙人員の6割強を若年層が占めている事態、また、今夏に起きた芸能人の薬物事件報道に対する視聴者からの多数の批判的意見を受け、委員会で審議した結果、各放送局に対し、要望をすることとしたもの。	要望	○ 以下を各放送局に要望。 1. 薬物報道に当たって、薬物が個人の健康や社会に与える深刻な被害の実態を正確に伝え、青少年が薬物について考え、使わない選択に導くための番組制作を要望。 2. 民放連の放送基準の趣旨を理解した上で番組制作にあたり、青少年に薬物への興味を惹起させる表現がないよう、極めて慎重な配慮を要望。 3. 薬物犯罪を犯した個人に焦点を当てるだけでなく、その背景や影響を含めて多角的に報道し、薬物問題の解決に向けて取り組まれることを要望。
2008年4月11日	○児童の裸、特に男児の性器を写すことについて 児童の全裸、特に男児の裸の映像が児童ポルノに悪用されることを予防することと、児童の人権に配慮を求める観点から、テレビ関係者に注意を喚起することとしたもの。	注意喚起	○ 番組制作者の表現の幅を狭めるつもりはないが、現在の“児童ポルノ”をめぐる状況を憂慮し、民放連放送基準78条にある「全裸は原則として取り扱わない」とする原則を踏まえて、テレビ映像の悪用を予防する観点から、テレビ関係者に注意を喚起するよう求める。 テレビ制作にあたっては、例えば男児であっても児童の全裸、特に性器を番組等で写すことは、表現の目的、必要性に応じて、同じ内容を伝えるためにほかの表現方法がないかなどを、制作、撮影、編集等それぞれの現場において慎重に検討されることを望む。
2000年11月29日	○バラエティー系番組に対する見解 視聴者からの苦情・批判のなかに、バラエティー系番組の占める比率が大きいことに注目し、バラエティー系番組のあり方を議論。 青少年とのかかわりの深い「暴力表現」や「性描写」の問題があると思われる番組を選んで取り上げ、具体的問題点を検討しながらバラエティー系番組のあり方について討議。	提言	○ テレビは公共的なメディアであり、放送局には、品位と責任のある放送を行うことが求められる。 また、バラエティー系番組の検討の中から特に強調しておきたいこととして、以下3点を提言。 1. 放送の公共性についての認識 公衆道徳や社会良識に照らして問題がないか、ほかのさまざまな放送番組を再点検すべき。 2. 番組基準などの徹底 放送の公共性を考え、自律規制がなされるよう一層の努力を望む。 3. 放送局の責任体制の確立 各放送局はもう一度、原点に立ち戻って番組の制作・放送に対する自律の責任体制を確立することを要請。

3. 放送倫理検証委員会

年月日	事案	結論	見解・勧告等
2009年 11月17日	○最近のテレビ・バラエティー番組に関する意見 特定の放送局や番組に当てた意見書ではなく、放送界全体、バラエティー番組制作者一般あての意見書という位置づけ。	意見	1. ①性的な表現(いわゆる「下ネタ」)、②イジメや差別、③内輪話や仲間内のバカ騒ぎ、④制作の手の内が見え透いているもの、⑤大食い企画や「死」を笑いごととして扱う等、「生」を粗末に扱うもの、を問題点として指摘。 2. 放送界全体で議論・検討する場がいまこそ必要。
2009年 7月30日	○『真相報道 バンキシャ!』裏金虚偽証言報道事案 番組内で、岐阜県や山口県の職員が関与したとするケース等、4件の裏金や不正経理の問題を取り上げて放送し、なかでも岐阜県のケースでは、匿名の建設会社役員がVTR出演し証言するなど、県当局を具体的に告発する内容だった。ところが、放送2ヵ月後、情報提供者が先の告発証言が虚偽だったことを明らかにし、全面的に虚報であったことが判明した。 日本テレビはその日のうちに岐阜県に謝罪し、3月1日に訂正放送、3月16日に社長辞任。報道局長の役職罷免等の処分実施。	勧告	○ 本件放送が社会的影響の大きい告発証言を扱っていたにもかかわらず、裏付けとなる取材が十分に行われず、放送時点において、真実であると信じるに足る相応の根拠を欠いたまま放送されたことにかんがみ、その放送倫理違反の程度は重いと考える。
2009年4 月28日	○『ETV2001シリーズ』事案 制作現場にいた当時のデスクが局内コンプライアンス推進委員会に対し「与党有力政治家らからの圧力を受けて番組が改編された疑いがある」旨の通報を行った事実が他の報道機関に知るところとなり、大々的な報道が相次いだ。 司法判断から月日が経つことによりようやく放送倫理の面からの検証ができるようになったこと、また、政治と放送の観点から振り返ってみることに意味があること、という理由から、委員会において検証することとなった。	意見	○ 一連の行動について、公共放送NHKにとって、もっとも重要な自主・自律を危うくし、NHKに期待と信頼を寄せる視聴者に重大な疑念を抱かせる行為であった、と委員会は判断。 ○ 放送法の規定から、NHKが国会对策部門を設けなければならない事情はあることは理解しているが、それゆえにいっそう、その部門と放送・制作部門とのあいだに明確な任務分担と組織的な分離がなされていなければならない。
2007年 8月6日	○『みのもんたの朝ズバッ!』不二家関連事案 不二家の元従業員の内部告発に基づき、同社平塚工場における賞味期限切れチョコレートの再利用疑惑を報じた内容を放送。これに対して、不二家からの指摘・抗議を受けるなどして、4月18日(水)放送分中において、放送した内容の一部について不正確・不適切な表現等があったことを認め、訂正し、謝罪した。	見解	○ 内部告発通報者に対する取材調査の不十分さ、等に起因する不適切な放送をしたことは、放送倫理上、見逃すことができない落ち度であったこと等を指摘。特にTBSと番組関係者が、「取材調査」「内部告発VTR編集」「スタジオ演出」「訂正・お詫びの放送のあり方」等々に関わる問題点を真摯に受け止め、放送の果たすべき役割をみずから問い、視聴者や社会との信頼を着実に築いていくことを期待。

放送番組に係る規律についての国際比較

			日本	米国	英国	仏国	独国	韓国
放送を規律する根拠法令			・放送法 ・電波法	・刑法 ・34年通信法 ・96年通信法 ・FCC規則等	・90年放送法 ・96年放送法 ・03年通信法 ・Ofcom番組基準	・視聴覚通信法 ・CSA協約	・放送州間協定 ・各州放送法 ・青少年保護 州間協定	・放送法 ・放送審議規程
行政による 強制的措置	行政上 の措置	番組基準の制定		○	○	○	○	○
		訂正放送等の命令 /課徴金		○	○	○	○	○
		免許停止・取消し	○	○	○	○	○	○
	刑事罰			○		○	○	○
放送事業者の自主的取組を求める規律 (番組基準の作成、番組審査機関の設置)			○					

諸外国における番組規律違反に対する措置事例

	米 国	英 国	仏 国	韓 国
主 な 事 例	2004年2月、CBSの20のテレビ局が、ジャネット＝ジャクソンが胸部を露出したスーパーボールのハーフタイムショーの放送を行ったことに対し、FCCは各局27,500ドル(約300万円※1)、合計55万ドル(約5,900万円)の課徴金(FCC規則73.3999違反。2006年2月決定) ※2 2004年12月、CBSとその系列のテレビ局(約110社)が、「わいせつな場面」が含まれるドラマを放送したことに対し、FCCは各局32,500ドル(約380万円)、合計360万ドル(約4.2億円)の課徴金(FCC規則73.3999違反。2006年2月決定)	- 北アイルランド紛争に関し、1988年～1994年の6年間、北アイルランドのテロ活動関係者の声明を直接放送することを禁止(協定書に基づく措置。1988年10月決定) 2004年7月、チャンネル4がカフェインの危険性を検証する番組の訂正放送の中で特定の商品(カフェイン入りエネルギードリンク)を様々な状況において効果的だなどと強調するような放送を行ったことに対し、Ofcomは5,000ポンド(約100万円)の過料及び規制庁(Ofcom)による調査結果の放送の命令(番組基準8.4の違反。2005年8月決定) 2003年1月～2007年10月の間、視聴者参加型TV番組の運営に繰り返し不正な点があった事案に対し、OfcomがITVに対し、史上最高額となる5,675,000ポンド(約12億円)の過料及び規制庁(Ofcom)による調査結果の放送の命令(番組基準2.11の違反。2008年5月決定)	2004年2月、CSAは、F2が報道番組の中で特定の政治家の去就について退陣報道を行ったことに対し、情報の誠実性の確保を規定する視聴覚法 § 43-11等を遵守するよう催告(条件明細書の違反。同月決定) 2004年12月、CSAは、アル・マナールが「イスラエルが犯した人道に反する罪」という表現を用いるなど民族的憎悪を煽る放送を行ったことに対し、協約の解除(視聴覚法 § 15等の違反。2004年12月決定) ※3	2005年中、トゥニバース等4社が、国内放送番組の一定比率以上の編成義務に違反して日本のアニメの放送を行ったことに対し、放送委員会が500万ウォン(トゥニバース社分のみの額。約60万円)の過料(法 § 71条、政令 § 57条の違反。2006年1月決定)

※1 邦貨換算はすべて決定当時の為替レートに基づく。

※2 当時の課徴金は、1件当たり27500ドルが上限だったが、現在は同32,500ドルが上限となっている(わいせつな放送に対する課徴金は同32万5000ドルが上限)。本件は、連邦控訴裁で現在係争中。

※3 衛星放送・ケーブルテレビなどの「周波数を利用しないネットワーク」によるテレビ・ラジオの編集には、視聴覚最高評議会(CSA)との協約が必要であり、解除されれば、放送を行うことができなくなる。

放送番組に係る行政処分・行政指導について

【行政処分】

- 行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。
(第2条第1項第2号)
- 不利益処分とは、行政庁が、法令に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。(第2条第1項第4号)
- 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、不利益処分の名あて人となるべき者について、意見陳述のための手続(聴聞又は弁明の機会の付与)を執り、不利益処分の理由を示さなければならない。(第13条・第14条)

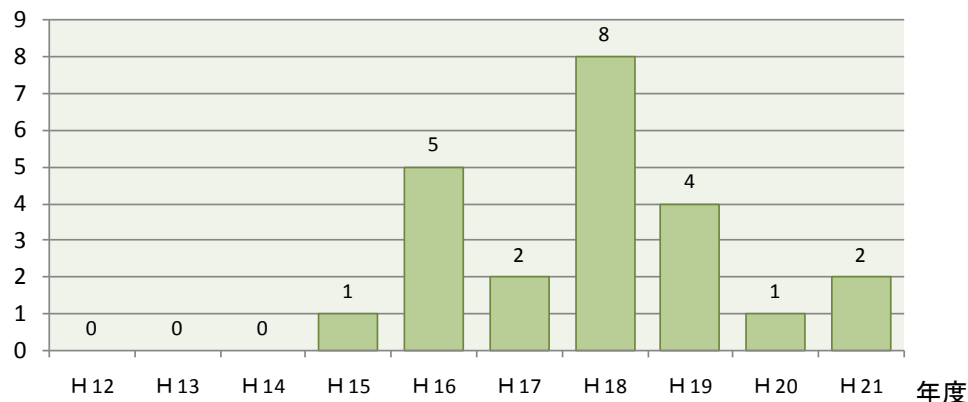
※ 条項は全て行政手続法

【行政指導】

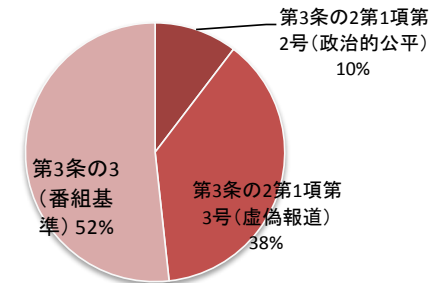
- 行政機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって処分に該当しないものをいう。
(第2条第1項第6号)
- 行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、いやしくも当該行政機関の任務又は所掌事務の範囲を逸脱してはならないこと及び行政指導の内容があくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現されるものであることに注意しなければならない。(第32条第1項)
- 行政指導に携わる者は、その相手方が行政指導に従わなかったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。(第32条第2項)

- これまで、我が国で放送番組に係る行政処分(不利益処分)が行われた事例はない。

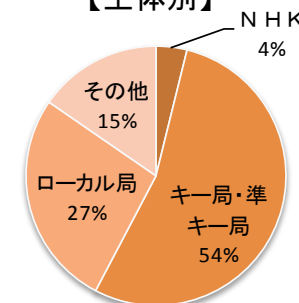
- 放送番組に係る過去(10年間)の行政指導件数



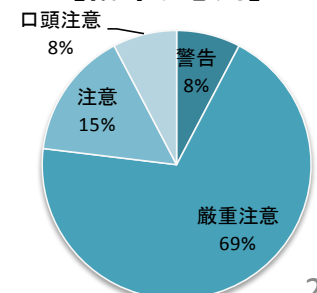
【違反根拠別】



【主体別】



【指導形態別】



過去に問題となった主な事例

年月日	事案	カテゴリ	指導内容
H21.6.5	○「情報7days ニュースキャスター」事案 H21.4.11に放送した当該番組「地方自治特集」のVTRの中で、清掃車が普段ブラシを上げず清掃を中断しない交差点において番組スタッフからの依頼により番組のために清掃車がブラシを上げて清掃を中断した状態で通過するところの作業風景を撮影した映像をもって二重行政の象徴的な事例として紹介。	虚偽報道	○ 放送したTBSテレビに対し、情報流通行政局長名による嚴重注意を行い、再発防止に向けた取組を強く要請。 再発防止に向けた取組について3か月以内に報告することを要請。
H19.4.27	○「たかじんONEMAN」事案 女性タレントと離婚した男性の名誉を毀損する内容を放送。 (男性が大阪地裁に提訴。H18.12.22 に男性の訴えを認める判決。控訴せず判決確定。)	虚偽報道 番組基準違反	○ 放送した毎日放送に対し、近畿総合通信局長名による嚴重注意を行い、再発防止に必要な措置を講ずることを要請。
H19.4.27	○「みのもんた朝ズバッ！」事案 H19.1.22放送の「みのもんた朝ズバッ！」で、不二家が期限切れ原材料を使用していたことを報道する際に、賞味期限切れのチョコレートを利用して販売した等と事実に基づかない放送を行った。 (4/18お詫び放送) ○「人間！これでいいのだ」事案 H19.2.3放送の「人間！これでいいのだ」で、ハイパーソニック音を聞くことで頭がよくなるという仮説を断定的な表現で放送。研究グループに無断で論文を引用。 ○「サンデージャポン」事案 H19.2.11放送の「サンデージャポン」で、柳沢厚労相の国会発言を不正確に編集し放送。また、「柳沢厚労相発言！街の人々の反応」として、登場人物に収録時間や質問事項を事前に伝えインタビューに応じさせていたもの。	虚偽報道 番組基準違反	○ 放送した東京放送に対し、情報通信政策局長名による嚴重注意を行い、再発防止に向けた取組について強く要請。
H19.3.30	○「発掘！あるある大事典Ⅱ」事案 H17.1.9～H19.1.7放送の18番組のうち、8番組(「食材X」(納豆ダイエット)、「みかんorりんご」、「チョコレート」、「味噌汁ダイエット」、「総決算SP」、「有酸素」、「毒抜き」、「寒天ダイエット」)について捏造の放送を行った。	虚偽報道 番組基準違反	○ 放送した関西テレビ放送に対し、総務大臣名により警告を行い、再発防止に向けた真しな取組を強く要請。放送法違反の状態を再度生ずる場合には厳正に対処。 ○ 1か月以内に再発防止策、3か月以内に措置状況について報告することを要請。

年月日	事案	カテゴリ	指導内容
H18.8.11	○「イブニング・ファイブ」事案 H18.7.21放送の「イブニング・ファイブ」において、旧日本軍731部隊の映像を扱った特集の中で、報道内容に関係のない人物の写真パネルを放送。	番組基準違反	○ 放送した東京放送に対し、総務大臣名による嚴重注意を行い、再発防止に向けた取組を強く要請。
H18.7.11	○番組点滅(パカパカ)事案 スポンサーから提供された通販番組用の放送素材のうち、民放連の作成した「アニメーション等の映像手法に関するガイドライン」及び衛星放送協会の作成した「広告放送ガイドライン2004」に抵触する映像を放送。	番組基準違反	○ 放送したBS・CS放送事業者26社に対し、政策統括官名による注意を行い、放送法、番組基準等の遵守及び再発防止に向けた番組制作体制の確立について強く要請。
H18.6.20	○光点滅等の映像手法を使用した番組事案 NHK及び民放連が作成した「アニメーション等の映像手法に関するガイドライン」に定める数値等の基準を逸脱した映像を放送。		○ 放送を行ったNHK及びテレビ東京ほか民放77社に対し、政策統括官名又は総合通信局長名等による嚴重注意等を行い、放送法及び番組基準等の遵守・徹底等再発防止に向けた体制の確立を強く要請。 ○ 再発防止策の措置状況について、3か月以内に文書により報告することを要請。 ※ 民放連にも要請
H18.6.20	○「ピーかんバディ！」事案 H18.5.6放送の「ピーかんバディ！」において紹介した白インゲン豆を用いたダイエット法を実践した多くの視聴者が健康被害を訴え入院。	番組基準違反	○ 放送した東京放送に対し、総務大臣名による警告を行い、再発防止に向けた取組を強く要請。 ※ 民放連にも要請
H17.3.2	◆「マスメディア集中排除原則違反」事案 第三者名義株式の長年にわたる保有等を通じて、マスメディア集中排除原則に定める出資制限の上限を超えて放送局へ出資が行われてきた事実が判明。	(株 式 保 有)	○ 総務大臣名による警告3社、情報通信政策局長名による警告14社・嚴重注意22社、地方総合通信局長名による嚴重注意32社。 ○ 社内における株式管理体制の見直しなど再発防止に向けて必要な具体的措置を講じ、第三者名義株式の解消結果を含めその措置状況を3か月以内に報告・公表するよう要請。 ○ 同様の事態が繰り返し生ずる場合には、電波法第76条に基づく行政処分を行うことがありうることを警告(警告社のみ)。 ※ 関係団体(日本民間放送連盟、日本コミュニティ放送協会、日本新聞協会)にも同原則の遵守・徹底を要請。

年月日	事案	カテゴリ	指導内容
H16.6.22	○いわゆる「政党広報番組」事案 H16.3.20に、自民党一党だけの政党広報番組である「自民党山形県連特別番組 三宅久之のどうなる山形！～地方の時代の危機～」という番組(85分番組)を放送。	政治的公平	○ 放送した山形テレビに対し、情報通信政策局長名による厳重注意を行い、放送法の遵守への取組の徹底を強く要請。
	○「ビートたけしのTVタックル」事案 H15.9.15放送の「ビートたけしのTVタックル」において、過去の国会における北朝鮮の拉致問題が取り上げられた際の模様を報道した際、藤井孝男衆議院議員の実際とは違う別の場面のやじの映像を編集し放送。 (H16.6.7に訂正放送を実施)	虚偽報道 政治的公平	○ 放送したテレビ朝日に対し、情報通信政策局長名による厳重注意を行い、再発防止策等必要な措置を講ずるよう要請。
	○「ニュースステーション」事案 衆議院総選挙投票日(H15.11.9)直前のH15.11.4放送の「ニュースステーション」において、16分間にわたり「菅民主党の閣僚名簿発表」を取り上げ放送。		
H11.6.21	○「ダイオキシン報道」事案 H11.2.1放送の「ニュースステーション」において、所沢のダイオキシン問題に関し不正確な表現の報道が行われ、一部地域の農畜生産者に迷惑をかけ、あるいは、視聴者に混乱を生じさせた。	放送法の目的等 番組基準違反 訂正放送	○ 放送した全国朝日放送に対し、郵政大臣名による厳重注意を行い、放送法及び自社番組基準の遵守・徹底への取組を強く要請。 ○ 取組状況を当分の間、四半期毎に報告するよう要請。
H10.4.6	○アニメ「ポケモン」事案 H9.12.16放送のアニメ番組「ポケットモンスター」を見ていた児童を含め約700人が発作等の異常を来し、病院に搬送された。	放送法の目的等	○ 放送したテレビ東京に対し、放送行政局長名による厳重注意を行い、ガイドラインの策定など再発防止措置の充実に取り組むよう強く要請。

年月日	事案	カテゴリ	指導内容
H8.5.17	○「オウム報道」事案 坂本弁護士のインタビューテープをオウム真理教幹部に見せ、公開捜査後そのことを通報しなかった。また、事実に反する社内調査結果を発表した。	放送法の目的等	○ 放送した東京放送に対し、郵政大臣名による嚴重注意を行い、再発防止に向けて、番組制作体制の見直し、職員の研修等具体的な措置を講ずることを強く要請。 ※民放連、NHKにも要請
H6.9.2	○「椿発言」事案 H5.9.21に開催された民放連の放送番組調査会において、テレビ朝日の椿報道局長が政治的公平性に違反した放送を行ったと疑われる発言をした。	放送法の目的等	○ 全国朝日放送に対し、郵政大臣名による嚴重注意。 ○ 取組状況を、当分の間、年度当初に報告するよう要請。
H5.3.19	○「奥ヒマラヤ 禁断の王国・ムスタン」事案 H4.9.30等3日間に放送したNHKスペシャル「奥ヒマラヤ 禁断の国・ムスタン」において、スタッフが高山病を装った、人為的に落石を起こした、道でない場所を撮影して流砂のため道がなくなったとした。 (H5.2.4に訂正放送を実施)	虚偽報道	○ 放送した日本放送協会に対し、郵政大臣名による嚴重注意を行い、放送法及び番組基準等の遵守・徹底、放送番組制作過程におけるチェック機能の活性化等再発防止への取組を強く要請。 ○ 取組状況を、当分の間、四半期毎に報告するよう要請。
S60.11.1	○「アフタヌーンショー」事案 S60.8.20放送の「アフタヌーンショー」において、担当ディレクターが少年少女に暴力行為を行うよう示唆し、これを収録し放送した。 (S60.10.28に訂正放送を実施)	虚偽報道	○ 放送した全国朝日放送に対し、郵政大臣名による嚴重注意を行い、放送法令及び番組基準を遵守し、真摯な取組を強く要請。